

議案第 21 号

東京都板橋区立住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立住宅条例（平成 5 年板橋区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表東京都板橋区立向原一丁目住宅の項、東京都板橋区立大山町住宅の項、東京都板橋区立板橋一丁目住宅の項、東京都板橋区立双葉町住宅の項及び東京都板橋区立前野町一丁目住宅の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表の改正規定（東京都板橋区立向原一丁目住宅の項に係る部分に限る。）並びに次項及び付則第 3 項の規定 公布の日
  - (2) 別表の改正規定（東京都板橋区立板橋一丁目住宅の項に係る部分に限る。） 平成 29 年 3 月 20 日
  - (3) 別表の改正規定（東京都板橋区立大山町住宅の項に係る部分に限る。） 平成 29 年 3 月 27 日
- 2 前項第 1 号に掲げる規定（別表の改正規定に限る。）による改正後の東京都板橋区立住宅条例別表の規定及び次項の規定は、平成 29 年 2 月 15 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日以後の期間に係る東京都板橋区立向原一丁目住宅の使用許可及び使用許可の更新は、行わないものとする。

（提案理由）

区立住宅 5 か所を廃止する必要がある。